

アジアヘッドクォーター特区国際競争力強化方針

〔平成23年12月22日
内閣総理大臣決定〕

1. 産業の国際競争力の強化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

(1) 総合特区により実現を図る目標

- ① 欧米の多国籍企業やアジアの成長企業の事業統括部門や研究開発部門を東京へ誘致
- ② 外国企業誘致の前提として、高い防災対応力や自立・分散型エネルギーネットワークの構築
- ③ 誘致した外国企業と国内企業とが刺激し合って高付加価値を生み出す舞台を整え、新技術・新サービスを創出する魅力的な成長市場を形成

(2) 国と地方で共有する包括的・戦略的な政策課題

- ① ビジネス環境の整備
外国企業の誘致を進めるには、外国企業が日本で円滑にビジネスを実施できるような環境の整備が必要。
- ② 生活環境の整備
外国企業が海外の拠点を選考にするに当たっては、従業員や家族の生活環境が整備された地域であるか否かも重要な判断要素となっている。そのため、外国企業誘致には、家族向けの生活環境整備も極めて重要な課題である。
- ③ 都市インフラの整備
世界市場を相手にビジネスを展開している外国企業にとって、24時間365日、ビジネスを継続できる環境にあることは、海外進出先を検討するに当たっての前提であり、大規模な災害が発生した場合でもビジネスの継続あるいは速やかな業務回復が担保される都市インフラの整備が必要。
- ④ 誘致・ビジネス交流活動
国際的にビジネスを展開している外国企業であっても、日本や東京について、十分な知識等を有していない企業がある。また、ビジネスパートナーの発掘、販路の開拓等について支援を求める外国企業が多いが、現時点では、こうした外国企業の

ニーズには十分に答えられていない。

2. 目標を達成するために指定地方公共団体が実施し又はその実施を促進しようとする事業に関する基本的事項

(1) 解決策

① ビジネス環境の整備

外国企業の東京への進出及び日本でのビジネスを円滑に行うことができるように、会社設立にあたって必要となる弁護士、司法書士、会計士等の専門サービスと連携し、ワンストップで日本の商習慣を含む総合相談等の支援を行うための機関を運営する。

また、外国企業に就労する外国人の日本における円滑なビジネス実施を支える環境の整備や外国企業の日本法人設立が容易になるための対応を図る。

② 生活環境の整備

東京へ誘致した外国企業の従業員やその家族がストレスなく生活できるように、日常生活に係る様々な情報提供を多言語で行うとともに、各種相談対応や各種手続の代行、医療機関や行政機関に関する情報の提供などを行う機関を設置する。

また、医療・教育面での外国人の生活環境整備を図る。

③ 都市インフラの整備

大規模災害時にもその区域内で一定期間は避難でき、ビジネスを継続できるよう、長周期地震動対策や液状化対策等、高い防災対応能力を備えるとともに帰宅困難者ステーションの機能を有するスペース等を確保する。

また、非常時においても安定した企業活動を保証できる環境を確保するため、平時から省エネ、省CO2を図るとともに、特区対象区域内の電力・熱自給率を高める自立・分散型エネルギーネットワークを構築する。

④ 誘致・ビジネス交流活動

海外誘致企業セミナーの活用やMICEの誘致・開催支援等を通じて外国企業の東京に対する認知度を高め、東京進出へとつなげていくとともに、海外への継続的なアプローチにより、海外進出の候補地の一つとして東京を検討対象としている外国企業の掘り起こしを行う。

また、外国企業が国内企業との連携を図るにあたっての国内企業とのマッチングや市場開拓の機会を提供する等、日本における事業展開についてもサポートしてい

く。

(2) その他

上記に係る事業のうち、新たな規制の特例措置等に係るものについては、申請者からの提案をもとに国と地方の協議の場における協議の議題とし、関係府省は、その協議の結果を踏まえ、関係機関と調整を図りながら、必要な措置を講ずるものとする。

3. その他必要な事項

特になし。